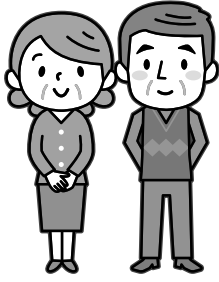


国民年金のお知らせ

退職した皆さん、国民年金の届け出は済んでいますか？

国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入して保険料を納めることになっています(2020年度定額保険料は、月額1万6540円です)。会社や官公庁などを退職した方は、国民年金第1号被保険者になりますので、届け出てください。

また、退職した方の配偶者が扶養家族として第3号被保険者であった場合も、第1号被保険者への種別変更が必要です。手続きは、資格喪失証明書、退職辞令(公務員だった方)、印鑑、年金手帳を持参の上、市民課または各振興局市民福祉課で行ってください。



付加年金に加入しませんか

老齢基礎年金額は、40年間保険料を納めた場合の満額で78万1700円(20年度です)が、老後により多くの年金を受けたいと考えている方のため、付加年金制度があります。

国民年金の第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に加えて付加保険料を納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

■注意

- 付加保険料の納付は、申込みをした月分からです。
- 保険料の免除または納付猶予を受けている方や国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入できません。
- 障害基礎年金には、付加年金の上乗せはありません。
- 老齢基礎年金を65歳より前に繰上げ受給または66歳より後の繰下げ受給する場合には、付加年金も老齢基礎年金と同じ減額率・増

額率になります。付加保険料の納付を希望しなくなった場合は、辞退の申し出が必要です。

付加保険料 400円(月額)
付加年金の受給額 200円×付加保険料納付月数

【例】付加保険料を10年間納付した場合
 ▽付加保険料 400円×10年(120月) = 48,000円
 ▽付加年金額 200円×10年(120月) = 24,000円(年額)
 ※65歳から受給した場合の付加年金額
 付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額となり、そこからは支払った以上の付加年金を一生涯受けることができます。

過去10年以内に保険料免除・猶予期間のある方へ

国民年金保険料の免除(全

額免除・一部免除(※)・法定免除)、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。そこで、将来、受給する年金額を増やすために、これらの期間の保険料をさかのぼって納めることができる制度が「追納制度」です。追納制度を利用するには、申し込みが必要です。

※一部免除は、納付すべき保険料を納付していない場合は追納できません。

■注意事項

- 過去3年度以前の追納保険料は、当時の保険料額に加算額がつかます。
- 追納が可能な期間(過去10年以内)のうち、原則、古い分から先に納付することになります。
- すでに老齢基礎年金を受給している方は利用できません。

豊岡年金事務所から

年金相談窓口開設時間を次のとおり延長します。

お越しの際は、マイナンバーまたは基礎年金番号の分かるものと本人確認できる運転免許証などを持参してください。代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもの他、委任状と代理者の本人確認できる運転免許証などが必要になります。

●5月9日(土)
午前9時30分～午後4時

●5月7日(木)、11日、18日、25日(月)
午前8時30分～午後7時

●一般的な年金相談
☎0570-05-11165
050で始まる電話の方

●来訪年金予約相談
☎0570-05-4890
050で始まる電話の方
☎03-6631-7521
●日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/>

《問合せ》豊岡年金事務所
☎22-0948
市民課☎21-9015 または各振興局市民福祉課

《問合せ》豊岡年金事務所
☎22-0948
市民課☎21-9015 または各振興局市民福祉課

※掲載している情報は編集時点(4月13日)のもので、変更になっている場合がありますので、ご注意ください。

2020年度 市の組織を一部変更

4月から市の組織を一部変更しました。変更の内容は次のとおりです。

▽第4次行財政改革を強力に推進するため、政策調整課の行財政改革係を「行財政改革推進係」に改称

▽ICTを活用した業務の効率化を進めるため、情報推進課を「情報管理係」と「ICT推進係」の2係に改編

▽植村直己冒険館を生涯学習課生涯学習係へ所管変更
▽文化関連事務を市長部局に一本化するため、教育総務課の「文化財室」と「歴史博物館」を文化振興課へ所管変更（文化財室の業務は引き続き、歴史博物館内で行う）

▽兵庫県農業共済組合への事務移管に伴い「農業共済課」を廃止（兵庫県農業共済組合豊岡事務所の位置は、日高町土居72-1-1）
▽国直轄事業と県土木事業の

促進強化を図るため、建設課の円山川整備事業推進室と高規格道路建設推進室を統合し「国県事業推進室」に改編

▽用地事務の集約化、効率化のため、用地課を「用地対策室」とし、建設課へ所管変更

▽小中学校の適正規模・適正配置や幼児教育・保育施設の在り方に係る事務を推進するため、教育総務課の「企画係」を廃止し「学校再編推進室」を設置するとともに、こども育成課の幼保政策室を「幼保政策推進室」へ改称

▽議会事務局の庶務係を「総務係」に改称

《問合せ》政策調整課
☎21-9022

部等	課等	係等	変更内容
政策調整部	政策調整課	行財政改革推進係	改称
総務部	情報推進課	情報管理係 ICT推進係	改編
地域コミュニティ振興部	文化振興課 文化財室 文化振興課 歴史博物館		市長部局に移管
都市整備部	建設課 国県事業推進室 建設課 用地対策室		改編
教育委員会	教育総務課 学校再編推進室 こども育成課 幼保政策推進室		新設 改称
議会事務局		総務係	改称

※下線部が変更した課・係

住宅の耐震改修を補助します

1981年5月31日以前に着工された住宅について、簡易耐震診断を受け、耐震性なしと診断された場合には、耐震改修工事費および工事と同時に行うリフォーム工事費用を補助します。

▼内容

①簡易耐震診断（耐震診断費用は無料）

②耐震改修計画策定および耐震改修工事に対する補助

○全体補強型

耐震性のある住宅に改修するための計画策定および改修工事に対する補助
・計画策定 対象経費の3分の2以内（戸建住宅で最大20万円）
・改修工事 段階的定額補助（戸建住宅で最大130万円）など

▼対象

1981年5月31日以前に着工の戸建住宅、共同住宅（アパート等）※一部対象外

▼申込み

申請書を提出（市ホームページに掲載）

《問合せ・申込み》建築住宅課 ☎21-9018

○一階居室等補強型
生存空間を確保するため、一階居間または寝室の壁を補強するための計画策定および改修工事に対する補助

③耐震リフォーム補助

②の対象となる工事と同時に行うリフォーム工事に対する補助
・対象経費の3分の1以内（最大30万円）

④防災ベッド等設置助成
防災ベッド等の設置に要する費用に対しての定額の補助金（10万円）

※掲載している情報は編集時点（4月13日）のもので、変更になっている場合がありますので、ご注意ください。